

通達甲（総・広・広1）第14号  
昭和47年10月25日

存続期間

各所属長殿

総務部長  
警務部長

#### 警視庁鼓隊運用要綱の制定について

〔沿革〕平成4年5月通達甲（総・広・広1）第9号  
12年8月同（副監・総・企・調）第14号改正

このたび、次のとおり警視庁婦人警察官鼓隊運用要綱を制定し、昭和47年10月25日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

#### 警視庁鼓隊運用要綱

##### （目的）

第1条 この要綱は、警視庁鼓隊（以下「鼓隊」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

##### （組織）

第2条 鼓隊は、女性警察官及び女性の一般職員をもつて組織し、隊員は、総務部広報課併任とする。

2 鼓隊は、指揮者及び隊員をもつて編成する。

3 音楽隊長（以下「隊長」という。）は、広報課長の命を受け、鼓隊に関する事務を掌理し、隊員を指揮監督するとともに、楽器及び備品等の保管の責任を負うものとする。

##### （任務）

第3条 鼓隊は、その演奏を通じて広報活動の効果を高め、併せて女性警察官及び女性の一般職員の士気の高揚を図ることを任務とする。

2 鼓隊は、次の場合にその任務を行なうものとする。

(1) 各所属（部を含む。）において主催する全庁的な儀式及び行事で、演奏を必要とするとき。

(2) その他総務部長が特に必要と認めるとき。

##### （派遣の要請）

第4条 鼓隊派遣の要請は、派遣を要する日の1か月前までに、別記様式の「警視庁鼓

隊派遣上申書」により、総務部長（広報課広報第一係経由）に行うものとする。

（訓練）

第 5 条 隊長は、隊員の技術向上を図るため、次の訓練を行なうものとする。

- (1) 定期訓練 1 週間に 1 回
  - (2) 特別訓練 必要のつど
- 2 演奏指導は、隊長の命を受けて、音楽隊幹部がこれに当たるほか、必要があるときは、部外講師を招いて指導を受けるものとする。

（訓練計画等の策定及び通知）

第 6 条 広報課長は、訓練及び演奏活動計画を策定し、隊員の原勤務所属の長（以下「関係所属長」という。）に、定期訓練については毎月初めに翌月分を、特別訓練についてはその都度通知しなければならない。

- 2 広報課長は、前項の計画策定にあつては、警備事象その他諸行事等を考慮するとともに、必要により関係部課の意見を求めるものとする。

（連絡協調）

第 7 条 広報課長及び関係所属長は、隊員の訓練その他に関し、相互に緊密な連絡を保ち、協力しなければならない。

（楽器備品等の点検）

第 8 条 隊長は、毎月 1 回、楽器及び備品等の点検を行ない、その状況を広報課長に報告しなければならない。

別記様式

上申( )第 号  
年 月 日

総務部長殿(広.広1)

所 属 長

警視庁鼓隊派遣上申書

みだしのことについては、下記のとおり行事を開催するので、鼓隊を派遣されたく上申する。

記

行 事 名	
開 催 趣 旨	
開 催 日 時	年 月 日 ( 自 曜 ) 時 分 至 時 分
開 催 場 所 (コース)	
種 別	(1) 式 (2) 演奏 広さ (3) ドリル 距離 幅員 (4) パレード
担 当 者	課 係 警電
連 絡 先	階級 氏名